

人吉市子ども計画策定について

1. 概要

- 子ども基本法 10 条において、市町村は年内に国が定める「子ども大綱」を勘案して「市町村子ども計画」を策定するよう努めることとされています。

子ども基本法

〈第 10 条〉

“都道府県は、当該都道府県における子ども施策についての計画（都道府県子ども計画）を定めるよう努めるものとする”

〈第 10 条の 2〉

“市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における計画（市町村子ども計画）を定めるよう努めるものとする”

- 国は「市町村子ども計画」について、「子ども・子育て支援法」に基づいて各自治体が策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定可能としており、本市でも一体的な計画策定を行います。また、本市では独自に「子どもの貧困対策推進計画」等も一体的に策定する予定としています。

人吉市第 2 期子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画＋次世代育成行動支援計画＋子どもの貧困対策推進計画
（令和 2 年 3 月策定）



人吉市子ども・若者計画

（現在未策定）



人吉市子ども計画

（今回策定する計画）

■今回策定する計画の根拠法及び内容（一覧）

計 画	根 拠 法	内 容
①市町村こども計画	こども基本法	こども基本法に基づき策定される「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したものとなる。 ※策定は努力義務
②市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	基本指針に即して5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める。 ※策定は義務
③次世代育成行動支援計画	次世代育成支援対策推進法	子育てしやすい環境の実現を目指す計画。 ※策定は任意
③市町村子供の貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策として取り組むべき事項を「教育」「生活の安定」「保護者の就労」「経済的支援」の4つの分野に整理し定める。 ※策定は努力義務
④市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画。 ※策定は努力義務

----- こども大綱とは -----

- 市町村こども計画は、国の作成する「こども大綱」の内容を踏まえて策定することとされています。
- 「こども大綱」については、大綱の前段といえる、重要事項をとりまとめた資料「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～」が、令和5年12月に公表されています。資料で示された内容は以下の通りです。

■こどもに関する取組で国が大事にすること

「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

ひとりひとりが大切にされ、自分らしく
生きられ、健やかに育っていける社会に



こども・若者はもちろん、社会全体が
幸せになる

2. こども計画の策定について

- こども家庭庁では、各市町村におけるこども計画の策定にあたり、必要な基礎事項や留意点を取りまとめたガイドラインを公表する予定です。本市でも、ガイドラインに基づいて策定を行います。

■「自治体こども計画策定のためのガイドライン（案）」（こども家庭庁）の概要

（１）こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針としています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

（２）こども施策に関する重要事項に書かれている内容

■「ライフステージを通した重要事項」

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、すべてのライフステージに共通する事項として以下の施策に取り組むこととされています。

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

◆「ライフステージ別の重要事項」

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こども大綱では、ライフステージ別の重要事項として以下の施策に取り組むこととされています。

【こどもの誕生前から幼児期まで】

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

【学童期・思春期】

- こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- こども・若者の視点に立った居場所づくり
- 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援
- こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
- 体罰や不適切な指導の防止
- 高校中退の予防、高校中退後の支援

【青年期】

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

◆「子育て当事者への支援に関する重要事項」①

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

こども大綱では、子育て当事者への支援として以下の施策に取り組むこととされています。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

◆「子育て当事者への支援に関する重要事項」②

こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。

また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。こどもの権利条約は、児童（18 歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

◆「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」―

- 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 国における推進体制（総理を長とすることも政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使等）
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討